定款

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会 定款

平成25年4月1日施行 平成28年6月7日改正 令和3年4月1日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人母子衛生研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健全な家庭、健全な社会建設の基礎となる母性、小児及び家族の保健に関する普及啓発を行うことにより、人々の健全なる心身の発達の助長を図り、もって母性、小児及び家族の健康の保持増進並びにわが国の持続的な母子保健の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 母性、小児及び家族の保健に関する広報普及
 - (2) 母性、小児及び家族の保健に関する相談
 - (3) 母子保健の功労者に対する顕彰
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種類)

- 第5条 この法人の資産は、基本財産及びその他の資産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めたものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。
- 4 その他の資産は、基本財産以外の資産とする。
- 5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数及び評議員長)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上11名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」 という。) 第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務 省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律 により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。
 - (1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条 第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- 4 評議員長は、評議員会において選定する。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の地位の喪失)

第13条 評議員は、第11条第3項各号に該当するに至ったときは、自動的にこの法人の評議員 としての地位を喪失する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の招集通知は、評議員会の日の3日前までに、各評議員に対して、書面又は評議員 の承諾を得た電磁的方法をもって発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が欠けたとき又は評議員長に事故があるときは、他の評議員がこれに当たる。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事長が、記名押印又は電子署名する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上9名以内

- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準 用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。
 - (1) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に 該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 認定法第6条第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪 で起訴されている者
- 3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の地位の喪失)

第27条 理事又は監事は、第23条第2項各号に該当するに至ったときは、自動的にこの法人の 役員としての地位を喪失する。

(役員の解任)

- **第28条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定 した額を報酬等として支給することができる。

(名誉理事長、顧問及び相談役)

- 第30条 この法人に、名誉理事長、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 名誉理事長、顧問及び相談役は、理事会において選任及び解任する。
- 3 名誉理事長、顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し参考意見を述べることができる。
- 4 名誉理事長、顧問及び相談役に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第8章 委員会

(委員会)

- 第37条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、学識経験者等の中から理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、 公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日か ら1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するも のとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った ときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登 記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は江井俊秀とする。

附則

- この定款は、平成28年6月7日から施行する。(平成28年6月7日評議員会承認) 附 則
- この定款は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月22日評議員会承認)